

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学工学府・工学部運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正
<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第6項及び第5条第4項並びに東京農工大学部局組織運営規程第14条の規定に基づき、工学府(以下「学府」という。)及び工学部(以下「学部」という。)に置く組織及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(工学府長・工学部長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の意向調査の参加資格者は、意向調査の<u>基準日</u>において、次の各号に掲げる学府を兼務している者及び第7条第2項に定める学府長又は学部長が指名する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 運営委員会は、前項第3号の事項について審議し、<u>決定</u>したときは、教授会に報告するものとする。</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「組織運営規則」という。)第4条第6項及び第5条第4項並びに<u>国立大学法人東京農工大学部局組織運営規程</u> (以下「組織運営規程」という。)<u>第14条</u>の規定に基づき、工学府(以下「学府」という。)及び工学部(以下「学部」という。)に置く組織及びその運営について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(工学府長・工学部長)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前項の意向調査の参加資格者は、意向調査の<u>公示の日</u>において、次の各号に掲げる学府を兼務している者及び第7条第3項に定める学府長又は学部長が指名する者とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 運営委員会は、前項第3号の事項について審議したときは、<u>その結果</u>を教授会に報告するものとする。</p> <p>3 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

<p>(5) <u>小金井地区事務部事務長</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>4～11 (略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 学府及び学部²に置く教授会(以下「教授会」という。)は、<u>次の各号に掲げる事項を審議する。</u></p> <p>(1) <u>教育課程の編成に関する事項</u></p> <p>(2) <u>学生の入学、修了又は卒業その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項</u></p> <p>(3) <u>教育研究評議会から委任された事項</u></p> <p>(4) <u>その他学府又は学部の教育又は研究に関する重要事項</u> (新設)</p> <p>2 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師並びに<u>小金井地区事務部事務長及びその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>(5) (略)</p> <p>4～11 (略)</p> <p>(教授会)</p> <p>第7条 学府及び学部²に置く教授会(以下「教授会」という。)は、<u>組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、<u>次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長、学府長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。</u></p> <p>(1) <u>学生の在籍に関する事項(入学、卒業及び課程の修了に関する事項を除く。)</u></p> <p>(2) <u>その他学府又は学部の教育又は研究に関する重要事項</u></p> <p>3 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授及び講師並びに<u>その他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>
--	--

<u>7</u> 教授会は、その構成員(休職中の者を除く。)の3分の2の出席 がなければ開くことができない。	<u>8</u> 教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除 く。)の3分の2の出席がなければ開くことができない。
<u>8</u> (略)	<u>9</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>10</u> (略)
<u>10</u> (略)	<u>11</u> (略)

附 則 (工規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。